

1 これまでの総合治水対策

- 昭和 55 年 流域を総合治水対策特定河川に指定し協議会が発足した。
※中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会
会員：埼玉県、東京都、茨城県、28 区市町
- 平成 12 年 「中川・綾瀬川流域整備計画」を改訂
- 総合治水対策施策
①河川対策 ②流域対策 ③被害軽減対策

2 現 状

- 総合治水に着手して以降、40 年以上対策を進めてきているものの、安全度は目標の 1/10 に及ばず、河川整備も含め対策が遅れている。
- 近年の気候変動の影響による降雨の激甚化、頻発化を考慮すると対策を加速化させる必要がある。
- 流域整備計画改定以降、20 年以上経過しており当初想定された開発状況や流域対策量は実態と乖離している。

➡ 総合治水対策の見直しが必要

3 流域治水の計画・体制の強化

- 流域治水の実効性を高め、強靱に推進するため、「流域治水関連法」では、4 本の柱により 9 法律（**特定都市河川浸水被害対策法** 他）を一体的に改正した。（令和 3 年 5 月 10 日公布）
 - (1) 流域治水の計画・体制の強化
 - (2) 氾濫をできるだけ防ぐための対策
 - (3) 被害対象を減少させるための対策
 - (4) 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策
 ※ (1) ~ (3) が特定都市河川浸水被害対策法に該当

特定都市河川浸水被害対策法による流域指定

法指定：令和 6 年 3 月末 施行：令和 7 年 7 月 1 日予定

4 指定すると変わること

- 総合治水対策協議会から流域水害対策協議会へ移行
- 流域整備計画から流域水害対策計画へ移行
- 新規開発に伴う雨水流出抑制施設設置基準
- 貯留機能保全区域の指定（任意）
- 浸水被害防止区域の指定（任意）

【貯留機能保全区域】

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について知事等が市町村長から意見を聴取し、土地所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。
- 区域内の土地において、盛土、塀の設置等を実施する場合は、事前に知事等に届出なければならない。知事は、届出に対し必要な助言又は勧告をすることができる。

【浸水被害防止区域】

- 高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を知事等が市町村長からの意見聴取を実施した上で、浸水被害防止区域として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる。



図-1 流域治水のイメージ

5 特定都市河川指定のメリット

- 直轄も補助も予算が重点化されるため、対策の加速化による流域の安全度の早期向上が図れる。
- 都県区市町・民間事業者等が実施する事業について、新たに個別補助事業を創設。
- 貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定による遊水機能の維持や浸水被害の防止が図れる。
※貯留機能保全区域として指定した土地に係る固定資産税及び都市計画税への特例措置を創設

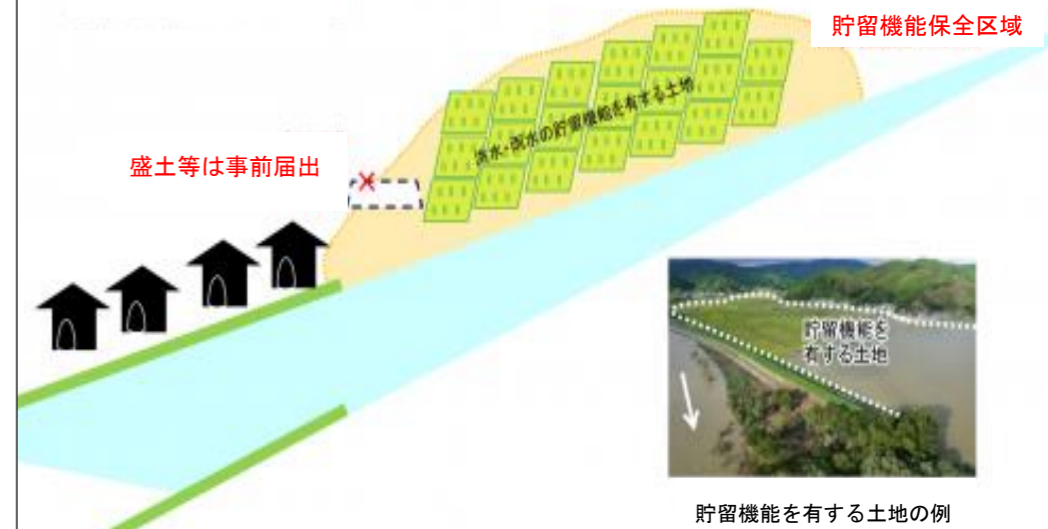


図-2 貯留機能保全区域のイメージ

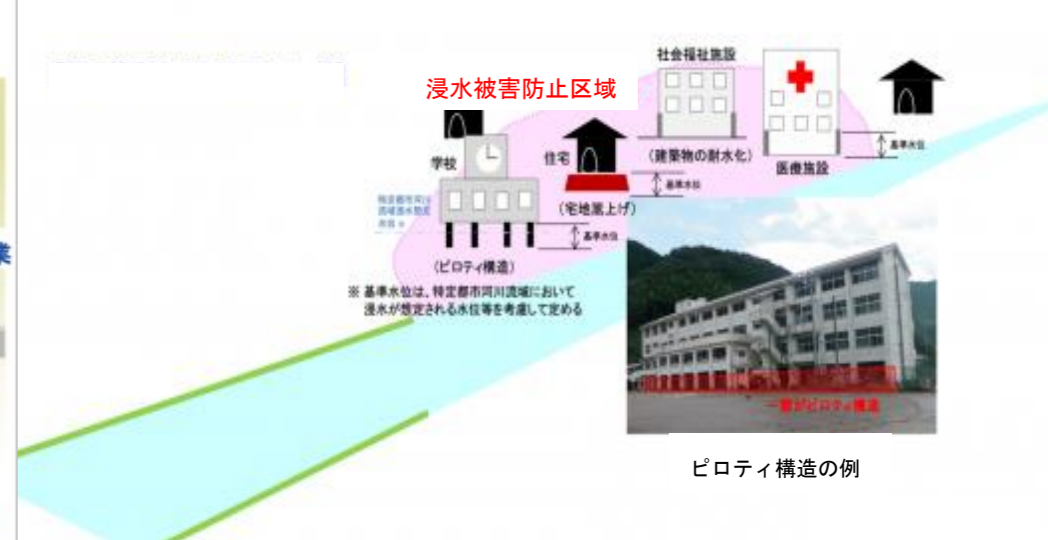
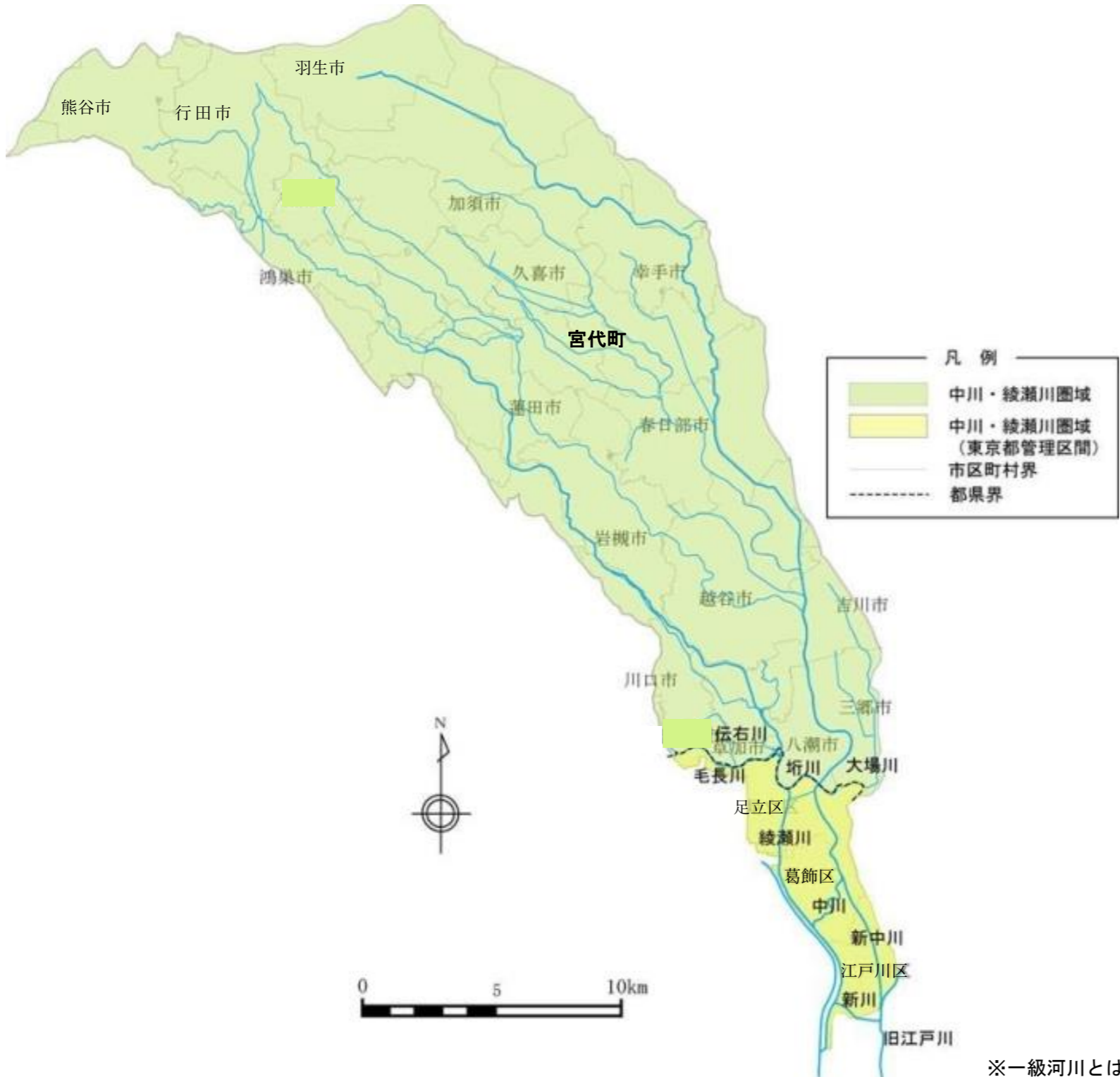


図-3 浸水被害防止区域のイメージ

中川・綾瀬川流域図



流域概要

| | | |
|--------|---------------------|-------|
| 幹川流路延長 | 中川 | 81 km |
| | 綾瀬川 | 48 km |
| 流域面積 | 987 km ² | |
| 流域内人口 | 347 万人 | |

流域自治体

28 区市町

| | |
|-------|------|
| 茨城県 | 北本市 |
| 五霞町 | 八潮市 |
| 埼玉県 | 三郷市 |
| さいたま市 | 蓮田市 |
| 熊谷市 | 幸手市 |
| 川口市 | 吉川市 |
| 行田市 | 白岡市 |
| 加須市 | 伊奈町 |
| 春日部市 | 宮代町 |
| 羽生市 | 杉戸町 |
| 鴻巣市 | 松伏町 |
| 上尾市 | 東京都 |
| 草加市 | 足立区 |
| 越谷市 | 葛飾区 |
| 桶川市 | 江戸川区 |
| 久喜市 | |

宮代町を流れる一級河川

| | 全体延長(m) | 町内延長(m) |
|--------|---------|---------|
| 大落古利根川 | 26,700 | 9,100 |
| 隼人堀川 | 14,290 | 2,600 |
| 姫宮落川 | 10,100 | 4,500 |
| 備前堀川 | 11,400 | 1,400 |
| 備前前堀川 | 7,700 | 1,900 |

※一級河川とは
 河川法によって、国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系で政令で指定したものを一級水系と呼びます。一級水系に係る河川のうち河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定した河川が一級河川です。
 中川・綾瀬川流域は利根川水系に属しており、利根川は一級水系であるため、流域に属する国・県が管理する河川は全て一級河川となります。